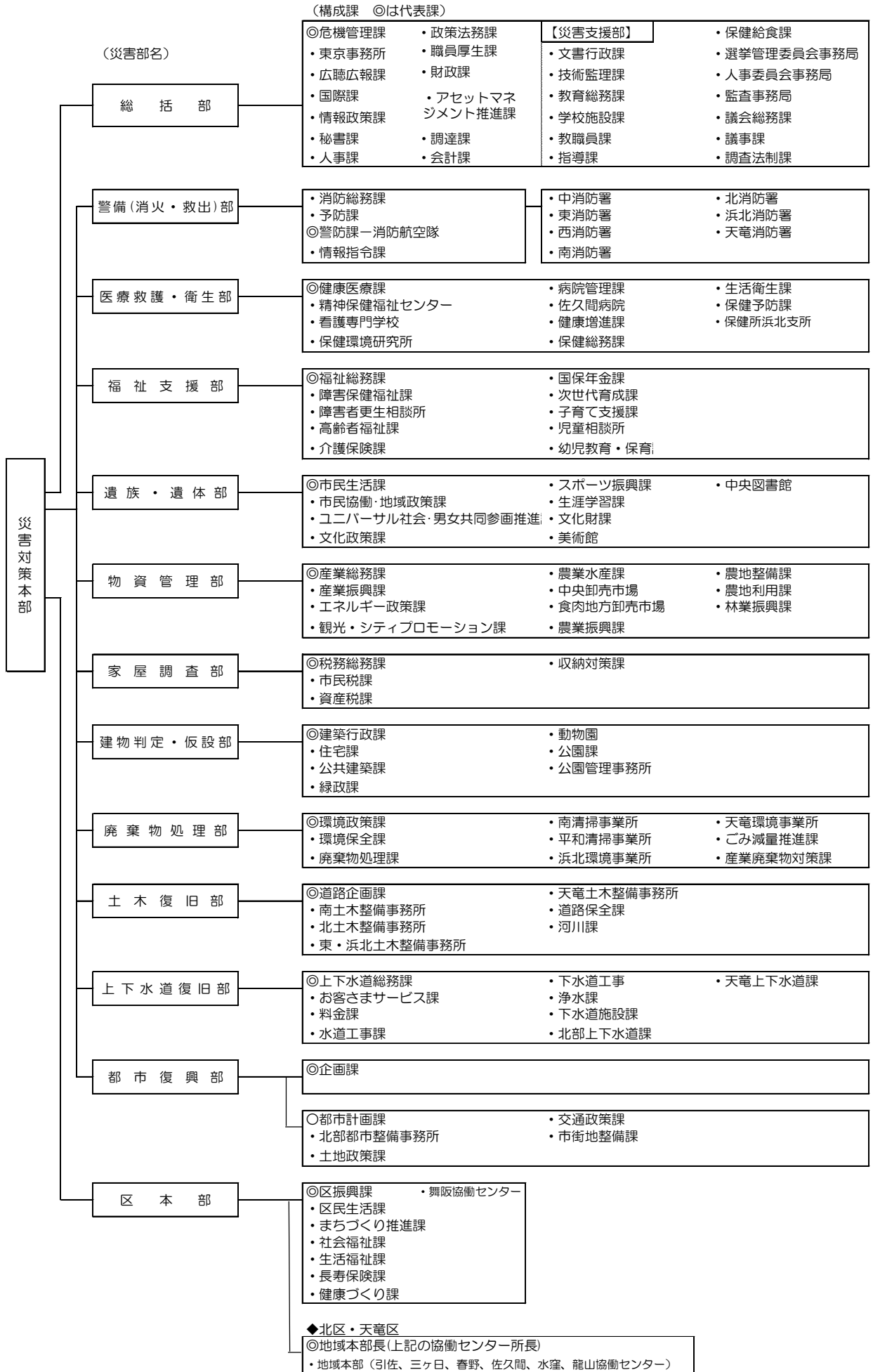


浜松市の防災対策に活かすこと (熊本地震の教訓)

熊本地震に対する支援について

No	業務内容	要請元	活動先	期 間	人 数	内 訳	備 考
1	避難所運営	指定都市 市長会	熊本市	4/26~5/18	44名	16名×2 12名×1	西区6ヶ所 南区1ヶ所
2	被災者の健康管理及び 避難所の衛生管理	厚労省	益城町	4/20~5/31	30名	3名×10	保健師 事務職員
3	被災者の栄養指導	厚労省	益城町	5/18~5/27	2名	1名×2	管理栄養士
4	避難者の精神的支援	厚労省	熊本県	5/26~6/1	5名	5名×1	精神医療 チーム (DPAT)
5	被災建築物応急危険 度判定	国交省	熊本県	4/25~4/29	2名	2名×1	
6	被災宅地危険度判定	熊本県	熊本県	5/7~5/22	6名	3名×2	
7	住家被害認定調査	指定都市 市長会	熊本市	4/28~8/10	60名	4名×5 6名×4 8名×2	
8	り災証明発行事務	指定都市 市長会	熊本市	5/3~6/1	9名	3名×3	
9	応急仮設住宅建設	熊本県	熊本県	6/15~6/30	3名	3名×1	
10	学校再開後の特別 支援学級担当教員	指定都市 教育委員 教育長 協議会	熊本市	5/14~5/28	2名	1名×2	
11	下水道管きょ調査	21 大都 市	熊本市	4/19~5/20	7名	2名×2 3名×1	
12	水道漏水調査・ 応急復旧	日本水道 協会	熊本市	4/27~5/11	9名	3名×3	(浜松上下水道 協同組合 16名)
13	災害廃棄物の収集 運搬等	全国都市 清掃会議	益城町	6/8~7/7	24名	5名×1 6名×2 7名×1	
合 計					203名		

浜松市災害対策本部（地震災害警戒本部）組織図



【目次】

No.	実施項目	災害部名	頁
1	被災地・被災者支援体制の強化	総括部	1
2	大規模災害時の受援体制を強化	総括部	2
3	学校教育の早期再開	災害支援部	3
4	子ども達の「心のケア」対策	災害支援部	
5	医療救護・健康支援体制の強化	医療救護・衛生部	4
6	災害ボランティアとの連携強化	福祉支援部	5
7	臨時保育所の開設	福祉支援部	
8	消火用水を活用した被災者支援	警備部	6
9	民間事業者との連携による迅速な物資支援	物資管理部	
10	住家被害認定調査体制の強化	家屋調査部	7
11	応急危険度判定についての市民広報	建物判定仮設部	
12	迅速な応急危険度判定業務の実施	建物判定仮設部	8
13	応急仮設住宅の早期建設	建物判定仮設部	
14	道路通行情報を早期に提供	土木復旧部	9
15	道路啓開を早期に実現	土木復旧部	
16	災害廃棄物の円滑な処理	廃棄物処理部	10
17	民間事業者との連携による水道の早期復旧	上下水道復旧部	
18	自主防災隊訓練の充実	区本部、総括部	11

1 被災地・被災者支援体制の強化

災害部名	総括部
実施年度	平成28年度
実施内容	被災地・被災者支援体制の構築



【熊本地震の教訓】

- 国、指定都市市長会等の支援要請に対して、各部局が対応し、窓口が多岐にわたったことで支援情報が集約されず、効率的な派遣業務ができなかった。
- 事前に、被災地へ派遣した職員（先遣隊）が、被災自治体との調整及び被災地の情報収集を行った活動は、避難所運営などの支援業務を実施するうえで効果的であった。

【本市の現状】

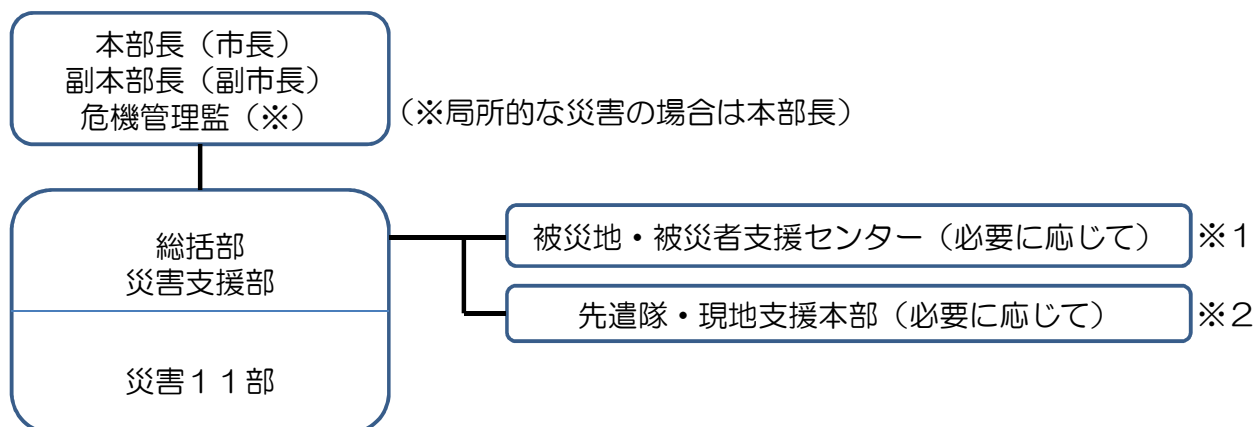
- 被災地支援を実施するための実践的な支援体制が構築されていない。

【教訓を活かす対策】

被災地・被災者支援体制の構築

- ・被災地支援が決定した場合には、危機管理課に「被災地支援対策本部」を設置し、被災地の情報収集や派遣職員の総合調整を行う。
 - ・被災地の情報収集等を行う「先遣隊」「現地支援本部」及び本市へ避難した被災者の相談窓口「被災地・被災者支援センター」を必要に応じて設置する。
- ※「浜松市被災地支援対策本部設置要綱」を見直し、改正

<被災地支援対策本部の体制図>



※1 支援が多岐にわたり、各部からの業務応援が必要な場合には、被災地・被災者支援センターを設置し、関係する部等の職員を総括部危機管理センターへ配置する。

※2 「指定都市行動計画」に基づき先遣隊を派遣する場合のほか、必要に応じて職員を派遣し、被災地の情報収集及び被災自治体との調整等を行う。

2 大規模災害時の受援体制を強化

災害部名	総括部
実施年度	平成28年度～平成29年度
実施内容	「南海トラフ地震における浜松市広域受援計画」の策定



【熊本地震の教訓】

- 熊本地震で被災した自治体に、他都市からの応援等を円滑に受入れる体制が整っておらず、応援職員等に対する具体的業務内容の説明や指揮命令が不明確であった。

【本市の現状】

- 静岡県では、平成28年3月に「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」が策定され、発災直後における受援目標が設定された。現時点では、本市の「広域受援計画」が策定されていない。

【教訓を活かす対策】

「南海トラフ地震における浜松市広域受援計画」の策定

- ・ 救助、医療、物資及び燃料供給等、発災直後における応援部隊を迅速に受入れる行動目標を明確にした「広域受援計画」を策定する。
- ・ 「広域受援計画」の策定に伴い、各災害部BCPの作業手順を修正する。

県・南海トラフ地震における広域受援計画		市・南海トラフ地震における広域受援計画
分野	受援目標	行動目標
救助（航空部隊）	発災後数時間以内に受入れ	発災後、速やかに拠点ヘリポートを開設し、開設後は直ちに県へ情報提供する。
救助（陸上部隊）	24時間以内に受入れ	発災後、速やかに活動拠点を開設し、開設後は、直ちに県へ情報提供する。
医療活動（DMAT）	24時間以内に受入れ	発災後、直ちに災害拠点病院4か所の被災状況を県へ報告する。
物資調達	4日以内に受入れ	発災後、速やかに物資集積場を開設し、物資搬送体制を整える。
燃料供給	4日以内に受入れ	消防局の自家給油施設及び市内の災害対応型給油所の状況を把握し、県へ情報提供する。
他都市からの応援	—	避難所運営や住家被害認定調査など、他都市からの応援を必要とする業務計画を策定する。



3 学校教育の早期再開

災害部名	災害支援部
実施年度	平成28年度
実施内容	災害時の学校教育再開基準の策定



【熊本地震の教訓】

- 学校教育を再開するため、避難所の集約を行ったが、避難所の閉鎖・集約について避難者の理解が得られなかった。

【本市の現状】

- 避難所に指定されている学校教育を再開するための手順が定められていない。

【教訓を活かす対策】

災害時の学校教育再開基準の策定

- 学校教育を早期に再開させるための基準を作成し、校舎の応急復旧、避難者の移送方法及び避難者への説明方法を定める。また、出前講座等で、学校教育再開について市民の理解を深める。

4 子ども達の「心のケア」対策

災害部名	災害支援部
実施年度	平成28年度～平成29年度
実施内容	「心のケア」研修制度の導入



【熊本地震の教訓】

- 避難所生活や余震が長引くなか、ストレスをためた子ども達の「心のケア」は、中長期的な対応が必要となることから、継続的な支援体制が課題となった。

【本市の現状】

- 災害時の子ども達の「心のケア」対策として、スクールカウンセラーが、再開後の学校に派遣される体制となっているが、スクールカウンセラーの人員が十分でない。

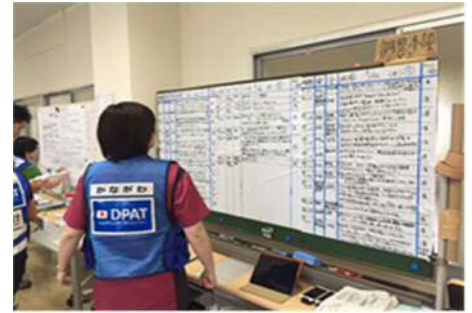
【教訓を活かす対策】

教職員を対象とした「心のケア」研修制度の導入

- 子ども達の身近な存在である教職員に対し、災害時の「心のケア」についての研修を行い、スクールカウンセラーと連携することで、継続的な支援体制を構築する。

5 医療救護・健康支援体制の強化

災害部名	医療救護・衛生部
実施年度	平成28年度
実施内容	区医療救護班の設置



【熊本地震の教訓】

- ▶ 被災地の区役所内に、医療救護及び健康支援の拠点が設置されていなかったことで、医療・健康支援・行政間の連携や情報共有、指揮命令系統が機能していなかった。

【本市の現状】

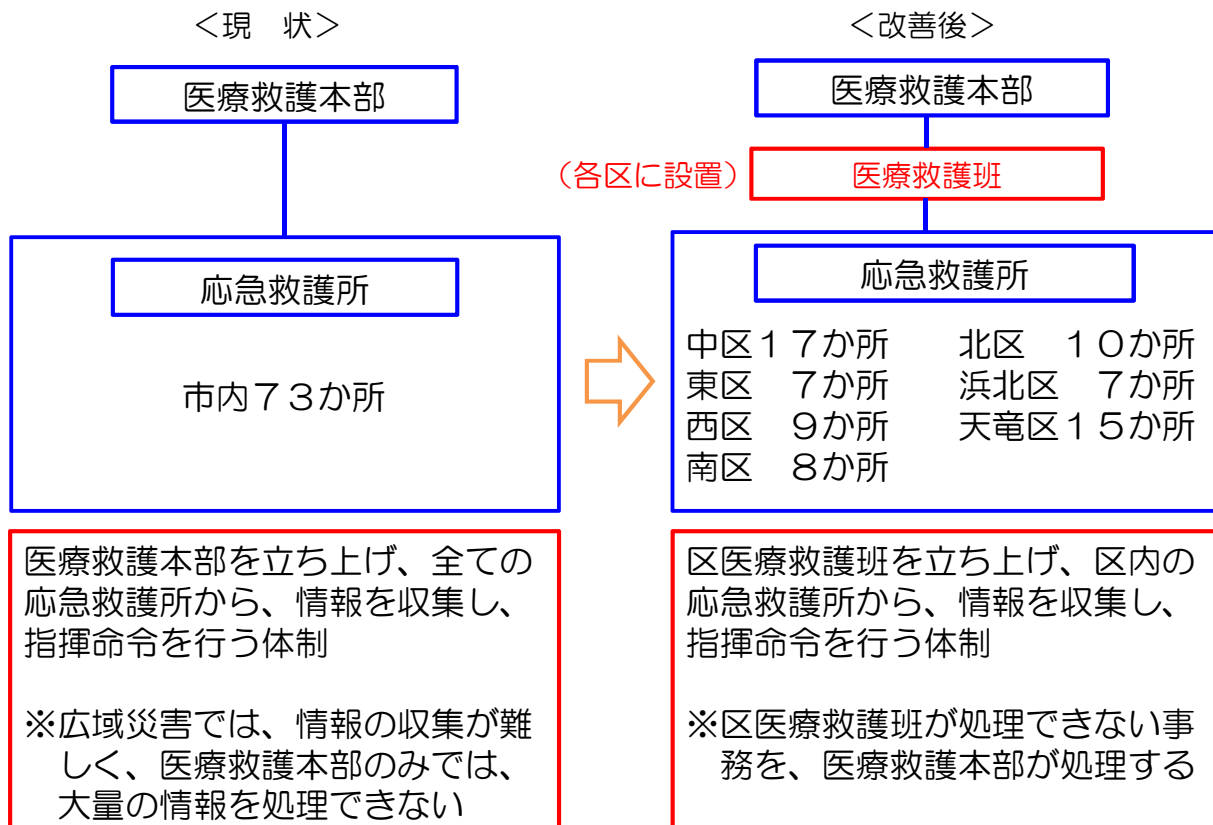
- ▶ 本市においても、区役所に、医療救護及び健康支援の拠点を設置することを想定していないことから、同様の混乱が予想される。

【教訓を活かす対策】

区医療救護班の設置

- 区に医療救護及び健康支援を行う拠点として「区医療救護班」を設置し、関係者間の連携調整や情報共有を行い、効果的な医療救護・健康支援活動を実施する。
- 区医療救護班の設置に伴い、医療救護・衛生部BCPの作業手順を修正する。

<医療救護班のイメージ> ※健康支援も同様のイメージ



6 災害ボランティアとの連携強化

災害部名	福祉支援部
実施年度	平成28年度
実施内容	(仮称)被災者支援会議の設置



【熊本地震の教訓】

- 被災者ニーズの情報が把握できず、災害ボランティアの受入れに遅れがあった。
- 被災者ニーズについて、行政と災害ボランティアとの情報共有が図られず、対応のミスマッチが生じた。

【本市の現状】

- 災害時には、行政とボランティアが把握している情報を、互いに共有し、適時・適切な被災者支援を実施する必要があるが、情報共有を図る場が設けられていない。

【教訓を活かす対策】

(仮称) 被災者支援会議の設置

- 災害時には区役所等に、市と災害ボランティアセンターで構成する「(仮称)被災者支援会議」を立ち上げ、適時・適切な被災者ニーズの把握と情報の共有を図る。

7 臨時保育所の開設

災害部名	福祉支援部
実施年度	平成28年度～平成29年度
実施内容	臨時保育所開設計画の策定



【熊本地震の教訓】

- 熊本市では、震災後に休園した保育所の緊急措置として、児童館に臨時保育所を開設した。

【本市の現状】

- 臨時保育所開設の課題、対応方法、人員配置、開設までの手順が整理されていない。

【教訓を活かす対策】

臨時保育所開設計画の策定

- 区拠点園の選定、受入基準、保育士等の確保に向けた私立保育園との連携体制の構築等を盛り込んだ計画を策定する。

8 消火用水を活用した被災者支援

災害部名	警備部
実施年度	平成28年度
実施内容	耐震性貯水槽等の消火用水を活用した被災者支援



【熊本地震の教訓】

- 消火用として使用する耐震性貯水槽の水を、避難者の生活用水として有効利用する事例があった。

【本市の現状】

- 本市では、耐震性貯水槽及び防火井戸の消火用水を生活用水として使用することは想定していない。

【教訓を活かす対策】

耐震性貯水槽等の消火用水を活用した被災者支援

- 耐震性貯水槽及び防火井戸の消火用水は、消火を第一の使用用途とするが、災害状況に応じて、生活用水としても活用する。

9 民間事業者との連携による迅速な物資支援

災害部名	物資管理部
実施年度	平成28年度
実施内容	民間事業者との連携 プッシュ方式による物資配送



【熊本地震の教訓】

- 他都市からの物資が物資集積場に届けられたが、その後の仕分けや避難所への配送が滞り、避難所に物資が届かなかった。

【本市の現状】

- 本市では、避難所までの物資配送を公用車で行うことになっている。

【教訓を活かす対策】

民間事業者との連携及びプッシュ方式による物資配送

- 物資集積場を開設後、民間事業者の協力（H28.8 静岡県トラック協会西部支部・北遠支部と災害時における協定締結）を得て、迅速に物資の仕分けや配送を実施する。
- 発災直後は、情報の混乱が予想されることから、協定事業者が、市からの情報を待たずに、生活用品を各避難所へ配送を開始する。（プッシュ方式）

10 住家被害認定調査体制の強化

災害部名	家屋調査部
実施年度	平成28年度～平成29年度
実施内容	住家被害認定調査員の増強及び連絡体制の構築



【熊本地震の教訓】

- 住家の被害認定調査業務において、調査員の不足から被害認定作業が滞り、罹災証明書の発行までに日数を要した。

【本市の現状】

- 住家被害認定調査員を確保するため、調査員養成講座を実施しているが、大規模災害時には、調査員の不足が予想される。

【教訓を活かす対策】

住家被害認定調査員の増強及び連絡体制の構築

- ・ 現在実施している調査員養成講座の受講人数を増やすとともに、災害時における協定を締結している静岡県土地家屋調査士会とも連携し、人員の確保に努める。また、有事の際の連絡体制を構築する。

11 応急危険度判定についての市民広報

災害部名	建物判定仮設部
実施年度	平成28年度
実施内容	応急危険度判定についての市民広報



【熊本地震の教訓】

- 応急危険度判定結果で「危険」となれば、罹災証明書の発行や仮設住宅への入居が優先されるという誤った情報が拡散した。

【本市の現状】

- 応急危険度判定の意義及び判定結果の意味について、市民への周知が不足している。

【教訓を活かす対策】

応急危険度判定についての市民広報

- ・ 平時より、応急危険度判定の意義及び判定結果の意味について、出前講座等を活用して市民に周知する。
- ・ 災害発生後は、応急危険度判定結果の意味について、区役所及び避難所等へその旨を掲示するほか、応急危険度判定結果用紙にも記載して周知を図る。

1 2 迅速な応急危険度判定業務の実施

災害部名	建物判定仮設部
実施年度	平成28年度～平成29年度
実施内容	応急危険度判定における優先エリアの選定



【熊本地震の教訓】

- 被災後の情報をもとに、「応急危険度判定実施計画」を作成していたことから、判定作業を開始するまでに日数を要した。

【本市の現状】

- 本市においても、被害状況の甚大な地域を優先に実施する計画であるため、判定作業を開始するまでに日数を要することが予想される。

【教訓を活かす対策】

応急危険度判定における優先エリアの選定

- ・「宅地造成等規制区域」や「大規模盛土造成地マップ」等から、応急危険度判定の優先エリアを選定し、発災直後には、優先エリアから判定作業を開始する。

1 3 応急仮設住宅の早期建設

災害部名	建物判定仮設部
実施年度	平成28年度～平成29年度
実施内容	「応急仮設住宅台帳」の整備



【熊本地震の教訓】

- 熊本市では、事前に応急仮設住宅の建設敷地を選定していなかったため、建設敷地の確保に期間を要した。

【本市の現状】

- 想定戸数を建設するための敷地が、市有地だけでは確保できない。
- 国、県有地の災害時使用を打診している。

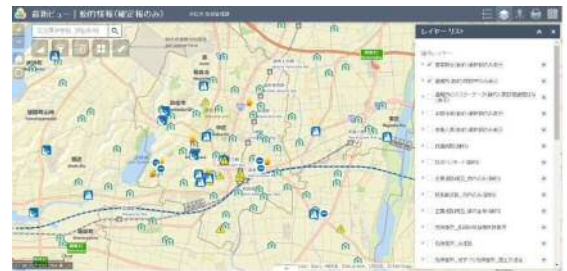
【教訓を活かす対策】

「応急仮設住宅台帳」の整備

- ・国、県及び民有地を含めて応急仮設住宅建設敷地の確保を進める。
- ・応急仮設住宅建設敷地について、優先順位を決める。
- ・災害時における応急仮設住宅建設敷地の被災状況調査チェックリストを作成する。
- ・応急仮設住宅の建設発注等に係る県との協議方法を確認する。

1 4 道路通行情報を早期に提供

災害部名	土木復旧部
実施年度	平成28年度
実施内容	道路地図情報システムの整備



【熊本地震の教訓】

- ▶ 熊本地震の発生直後は、国土交通省が中心となって道路被害調査を実施し、地図情報を作成したうえで、提供・共有を行い、その情報が活用されていた。

【本市の現状】

- ▶ 災害時の道路情報は、テキストデータ（文字情報）であり、地図情報での提供・共有ができない。

【教訓を活かす対策】

道路地図情報システムの整備

- 道路情報を、早期に地図情報（GIS）に反映し、災害11部、区本部及び防災関係機関に提供・共有する。
- 道路情報をインターネット上に公開し、市民や支援者による活用を図る。

1 5 道路啓開を早期に実現

災害部名	土木復旧部
実施年度	平成28年度～平成29年度
実施内容	「浜松市道路啓開計画」の策定



【熊本地震の教訓】

- ▶ 熊本地震の発生直後は、土砂の崩落や落石・岩盤崩壊により約200か所の道路で通行止めが発生し、特定の道路に交通が集中したことから、物資輸送等に支障が生じた。

【本市の現状】

- ▶ 大規模災害時の道路啓開（緊急車両が通行できるルートを切りひらくこと）を、効率的に実施する計画を策定していない。

【教訓を活かす対策】

「浜松市道路啓開計画」の策定

- 防災拠点施設、救護病院へのルートや緊急輸送ルート等、優先して啓開する道路を選定するとともに、国及び建設事業者等との連携及び作業の役割分担を明確にする。

1 6 災害廃棄物の円滑な処理

災害部名	廃棄物処理部
実施年度	平成28年度
実施内容	「災害廃棄物処理計画」の策定



【熊本地震の教訓】

- 災害廃棄物の収集・分別・処理の体制等が整っておらず、指揮命令系統、分別方法についても定められていなかったことにより、処理作業に混乱が生じた。

【本市の現状】

- 本市においても、災害廃棄物の収集・分別・処理方法等の計画を定めていないため、処理作業の混乱が予想される。

【教訓を活かす対策】

「災害廃棄物処理計画」の策定

- ・ 指揮命令系統の明確化、災害廃棄物分別方法の決定、仮置き場の選定、ボランティアとの連携など、災害廃棄物収集・処理について総合的な計画を策定する。
- ・ 「災害廃棄物処理計画」の策定に伴い、廃棄物処理部BCPの作業手順を修正する。

1 7 民間事業者との連携による水道の早期復旧

災害部名	上下水道復旧部
実施年度	平成28年度
実施内容	民間事業者との連携訓練の実施



【熊本地震の教訓】

- 上下水道部職員と浜松市内の水道工事事業者（浜松上下水道協同組合）とが連携して被災地で復旧活動を実施し、円滑に業務に取り組むことができたが、日頃から、水道事業者等と災害に備えた連携が必要である。

【本市の現状】

- 他都市と合同訓練を実施しているが、民間事業者との連携訓練は実施していない。

【教訓を活かす対策】

民間事業者との連携訓練の実施

- ・ 市内の水道工事、建設業及び測量設計事業者と連携した訓練を実施し、具体的な復旧作業の方法（修繕方法や修繕資機材など）及び作業の連携を確認した。
- ※H28.11 合同水道防災訓練実施

18 自主防災隊訓練の充実

災害部名	区本部、総括部
実施年度	平成28年度～平成29年度
実施内容	「自主防災隊訓練の手引き」の作成 「避難所運営マニュアル」の見直し



【熊本地震の教訓】

- 熊本市では、避難者が避難所を自主運営する例が少なかった。
- 避難所では、避難者名簿が作成されていなかったため、避難者情報の収集が困難であった。

【本市の現状】

- 「避難所運営マニュアル」をもとにした、避難所運営本部の立上げ、情報収集及び避難者名簿の作成など実践的な訓練の実施例が少ない。

【教訓を活かす対策】

「自主防災隊訓練の手引き」の作成と「避難所運営マニュアル」の見直し

- 自主防災隊が実施する訓練の手引き（情報収集チェックリストの活用、避難行動要支援者対策、DIGなど）を作成し、実践的、効果的な訓練の実施を促進する。
- モデル地区で避難所運営訓練を実施し、「避難所運営マニュアル」の実効性を検証し、その結果に基づき、マニュアルを見直す。

